

水門、樋門及び陸閘の操作規則

(定義)

第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

(目的)

第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(陸閘の閉鎖状態の確保)

第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

(操作の態勢)

第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。

- 一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。
- 二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。
- 三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。
- 四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。

- 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
- 二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。
- 三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。
- 四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。

(操作の方法)

- 第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。
- 2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。
 - 3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。
 - 一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。
 - 二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。
 - 三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。
 - 四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。
 - 五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。
 - 4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

(操作に従事する者の安全の確保)

- 第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。
- 一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。
 - 二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。
 - 2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。
 - 3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。
 - 4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
 - 5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。
 - 6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

- 第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。
- なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。
- 2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。

- 3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。

- 2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第十条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この操作規則は、平成31年4月1日より施行する。